

## 5. ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

### 概要

【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】

### 基準

	算定要件	単位数
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※1）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 15/100 を乗じた単位数
中山間地域等における 小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※2）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に 10/100 を乗じた単位数
中山間地域等に居住する 者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※3）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に 5/100 を乗じた単位数

※ 1 : ①離島振興対策実施地域、②奄美群島、  
③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、  
⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、過疎地域等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域

※ 2 : ①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、  
③半島振興対策実施地域、④特定農山村、  
⑤過疎地域

※ 3 : ①離島振興対策実施地域、②奄美群島、  
③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤  
振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、⑨過疎地域、⑩沖縄の離島

- 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）及び厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）の規定を以下のように改正する。

<現行>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条  
第一項に規定する過疎地域

<改定後>

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条  
第二項により公示された過疎地域

## 5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し

### 概要

【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

- 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

## 5. ④ 居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長

### 概要

#### 【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、事業所のほとんどがみなし指定であることや、体制整備に関する更なる周知の必要性等を踏まえ、令和6年3月31日までとされている以下の義務付けに係る経過措置期間を3年間延長する。

#### 【省令改正】

- ア 虐待の発生又はその再発を防止するための措置
- イ 業務継続計画の策定等

## 5. ⑤ 通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

### 概要

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、療養通所介護】

- 通所系サービスにおける送迎について、利便性の向上や運転専任職の人材不足等に対応する観点から、送迎先について利用者の居住実態のある場所を含めるとともに、他の介護事業所や障害福祉サービス事業所の利用者との同乗を可能とする。【Q&A発出】

### 算定要件等

(送迎の範囲について)

- 利用者の送迎について、利用者の自宅と事業所間の送迎を原則とするが、運営上支障が無く、利用者の居住実態（例えば、近隣の親戚の家）がある場所に限り、当該場所への送迎を可能とする。

(他介護事業所利用者との同乗について)

- 介護サービス事業所において、他事業所の従業員が自事業所と雇用契約を結び、自事業所の従業員として送迎を行う場合や、委託契約において送迎業務を委託している場合（共同での委託を含む）には、責任の所在等を明確にした上で、他事業所の利用者との同乗を可能とする。

(障害福祉サービス利用者との同乗について)

- 障害福祉サービス事業所が介護サービス事業所と雇用契約や委託契約（共同での委託を含む）を結んだ場合においても、責任の所在等を明確にした上で、障害福祉サービス事業所の利用者も同乗することを可能とする。

※ なお、この場合の障害福祉サービス事業所とは、同一敷地内事業所や併設・隣接事業所など、利用者の利便性を損なわない範囲内の事業所とする。

## 5. ⑥ 看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化

### 概要

#### 【看護小規模多機能型居宅介護】

- 看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点における「通い」・「泊まり」で提供されるサービスに、看護サービス（療養上の世話又は必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化する法改正があったことから、その旨を運営基準においても明確化する。【省令改正】

### 基準

#### <現行>

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

#### 第百七十七条

- ー 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、療養上の管理の下で妥当適切に行うものとする。

#### <改定後>

(指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

#### 第百七十七条

- ー 指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものとする。



## 5. ⑦ 基準費用額（居住費）の見直し

### 概要

【短期入所系サービス★、施設系サービス】

- 令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活する者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、基準費用額（居住費）を60円/日引き上げる。【告示改正】
- 基準費用額（居住費）を下記のとおり見直す。
- 従来から補足給付の仕組みにおける負担限度額を0円としている利用者負担第1段階の多床室利用者については、負担限度額を据え置き、利用者負担が増えないようにする。

### 単位数

【基準費用額（居住費）】

多床室（特養等）	855円
多床室（老健・医療院等）	377円
従来型個室（特養等）	1,171円
従来型個室（老健・医療院等）	1,668円
ユニット型個室的多床室	1,668円
ユニット型個室	2,006円

<現行>

<改定後>

915円
437円
1,231円
1,728円
1,728円
2,066円



# 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和6年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の  
となる  
低所得対象者

利用者負担段階	主な対象者		※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。 預貯金額（夫婦の場合）（※）
第1段階	・生活保護受給者		要件なし
	・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者		1,000万円（2,000万円）以下
	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下	650万円（1,650万円）以下
		年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下	550万円（1,550万円）以下
	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超	500万円（1,500万円）以下
第4段階			

			基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
				第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費			1,445円（4.4万円）	300円（0.9万円） 【300円】	390円（1.2万円） 【600円（1.8万円）】	650円（2.0万円） 【1,000円（3.0万円）】	1,360円（4.1万円） 【1,300円（4.0万円）】
居住費	多床室	特養等	915円（2.8万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
		老健・医療院等	437円（1.3万円）	0円（0万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）	430円（1.3万円）
	従来型個室	特養等	1,231円（3.7万円）	380円（1.2万円）	480円（1.5万円）	880円（2.7万円）	880円（2.7万円）
		老健・医療院等	1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室的多床室		1,728円（5.3万円）	550円（1.7万円）	550円（1.7万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）
	ユニット型個室		2,066円（6.3万円）	880円（2.6万円）	880円（2.6万円）	1,370円（4.2万円）	1,370円（4.2万円）

# 補足給付（低所得者の食費・居住費の負担軽減）の仕組み（令和7年8月～）

- 食費・居住費について、利用者負担第1～第3段階②の方を対象に、所得に応じた負担限度額を設定。
- 標準的な費用の額（基準費用額）と負担限度額との差額を、介護保険から特定入所者介護（予防）サービス費として給付。

負担軽減の対象者	利用者負担段階	主な対象者	※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。
			預貯金額（夫婦の場合）（※）
となる低所得者対象	第1段階	・生活保護受給者	要件なし
		・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	1,000万円（2,000万円）以下
	第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税	年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円以下
			650万円（1,650万円）以下
	第3段階①		年金収入金額（※）+合計所得金額が80万円超～120万円以下
	第3段階②		550万円（1,550万円）以下
	第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	年金収入金額（※）+合計所得金額が120万円超
			500万円（1,500万円）以下

		基準費用額 (日額(月額))	負担限度額 (日額(月額)) ※短期入所生活介護等 (日額) 【】はショートステイの場合			
			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費		1,445円 (4.4万円)	300円 (0.9万円) 【300円】	390円 (1.2万円) 【600円 (1.8万円)】	650円 (2.0万円) 【1,000円 (3.0万円)】	1,360円 (4.1万円) 【1,300円 (4.0万円)】
居住費	多床室	特養等	915円 (2.8万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
		老健・医療院 (室料を徴収する場合)	697円 (2.1万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
		老健・医療院等 (室料を徴収しない場合)	437円 (1.3万円)	0円 (0万円)	430円 (1.3万円)	430円 (1.3万円)
従来型個室	特養等	1,231円 (3.7万円)	380円 (1.2万円)	480円 (1.5万円)	880円 (2.7万円)	880円 (2.7万円)
	老健・医療院等	1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
ユニット型個室的多床室		1,728円 (5.3万円)	550円 (1.7万円)	550円 (1.7万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)
ユニット型個室		2,066円 (6.3万円)	880円 (2.6万円)	880円 (2.6万円)	1,370円 (4.2万円)	1,370円 (4.2万円)

## 5. (8) 地域区分①

### 概要

令和6年度以降の級地の設定に当たっては、現行の級地を適用することを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。

また、平成27年度介護報酬改定時に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める。【告示改正】

（※1）

ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分までの範囲で引上げる又は引下げるることを認める。

i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合。

ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。

iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く。（新設）

イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合について、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める。（新設）

（注1）隣接する地域の状況については、同一都道府県内ののみの状況に基づき判断することも可能とする。（アiのみ）

（注2）広域連合については、構成自治体に適用されている区分の範囲内で選択することを認めているが、令和5年度末に解散する場合について、激変緩和措置を設ける。

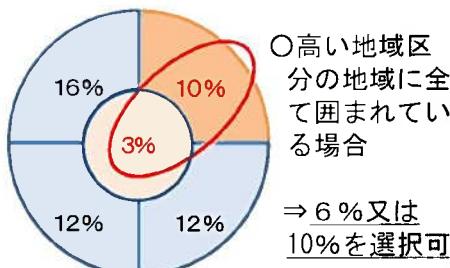
（注3）自治体の境界の過半が海に面している地域にあっては、イの例外として、3級地差以上の級地差であっても2級地差になるまで引上げを認める。

（注4）障害福祉サービス等報酬及び子ども・子育て支援制度における公定価格の両方の地域区分が、経過措置等による特別な事情で介護報酬の級地より高くなっている場合、その範囲内において、隣接する高い級地のうち最も低い区分まで引上げを可能とする。

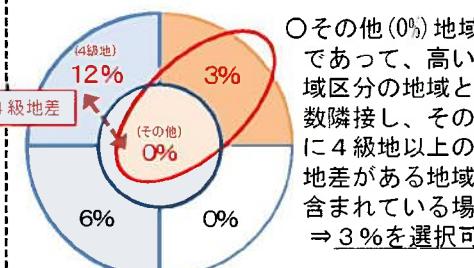
（※2）

平成27年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの。

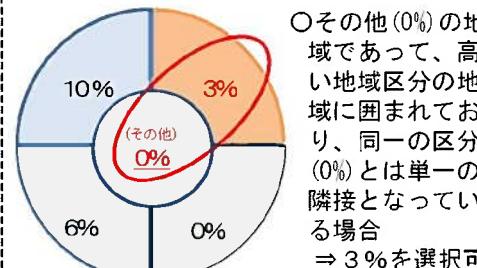
#### 【ア i に該当する事例】



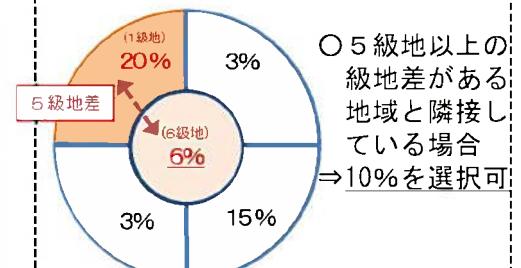
#### 【ア ii に該当する事例】



#### 【ア iii に該当する事例】新設



#### 【イ に該当する事例】新設



## 5. (8) 地域区分②

(別紙)令和6年度から令和8年度までの間の地域区分の適用地域

自治体 : 1,741(R5.12.1現在)

上乗せ割合	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他					
	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%					
地域	東京都 特別区	東京都 葛飾区 <b>江戸川区(3)</b> 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 柏市 多摩市 ※※※ <b>浦安市(4)</b> 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 小金井市 立川市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 清瀬市 東久留米市 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 <b>厚木市(4)</b> 愛知県 名古屋市 <b>刈谷市(4)</b> <b>豊田市(4)</b> 大阪府 守口市 大東市 門真市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市 四條畷市(3) 神奈川県 横須賀市 厚木市 高城市 寝屋川市 箕面市 <b>四條畷市(3)</b> 神戸市 平塚市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 <b>葉山町(6)</b> 愛知県 <b>知立市(6)</b> <b>豊明市(6)</b> みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 <b>長岡京市(6)</b> 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市 和光市 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 東京都 新座市 <b>八潮市(6)</b> ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 <b>三浦市(6)</b> 海老名市 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 <b>葉山町(6)</b> 愛知県 <b>知立市(6)</b> <b>豊明市(6)</b> みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 <b>長岡京市(6)</b> 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	兵庫県 水戸市 日立市 朝霞市 志木市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 府中町 川口市 福岡市 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 川越市 行田市 所沢市 東京府 市川市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 海老名市 大坂南区 豊中市 池田市 吹田市 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 <b>葉山町(6)</b> 愛知県 <b>知立市(6)</b> <b>豊明市(6)</b> みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 <b>長岡京市(6)</b> 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	宮城県 仙台市 水戸市 日立市 朝霞市 志木市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 土浦市 古河市 利根町 埼玉県 府中町 福岡市 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 岐阜県 川越市 行田市 所沢市 東京府 市川市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 海老名市 大坂南区 豊中市 池田市 吹田市 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 <b>葉山町(6)</b> 愛知県 <b>知立市(6)</b> <b>豊明市(6)</b> みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 <b>長岡京市(6)</b> 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	東京都 武蔵村山市 多賀城市 茨城県 土浦市 古河市 利根町 埼玉県 府中町 福岡市 宇都宮市 野木町 群馬県 高崎市 岐阜県 川越市 行田市 所沢市 東京府 市川市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 海老名市 大坂南区 豊中市 池田市 吹田市 東京都 福生市 あきる野市 日の出町 神奈川県 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 <b>葉山町(6)</b> 愛知県 <b>知立市(6)</b> <b>豊明市(6)</b> みよし市 滋賀県 大津市 草津市 栗東市 京都府 京都市 <b>長岡京市(6)</b> 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市	大阪府 岸和田市 羽村市 泉大津市 瑞穂町 貝塚市 奥多摩町 泉佐野市 富林市 和泉市 神奈川県 秦野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 慈井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 西尾市 兵庫県 春日井市 狭山市 羽生市 上尾市 安城市 越谷市 蕨市 入間市 桶川市 久喜市 尾張旭市 <b>岩倉市(7)</b> 大和郡山市 日進市 愛西市 清須市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 津市 四日市市 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鋏ヶ谷市 白井市 酒々井町 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 龜岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 <b>大山崎町(7)</b> 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 土浦市 利根町 神奈川県 秦野市 和泉市 大磯町 沼津市 野木町 鳴門市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稻敷市 つくば市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五轟町 境町 板木県 丹波市 阿見町 河内町 八千代町 五轟町 境町 板木県 丹波市 鹿児島市 日光市 可兒市 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 洪川市 奈良市 生駒市 大和郡山市 生駒市 和歌山市 和歌山市 橋本市 福岡県 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川市 粕屋町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 龟山市 津市 彦根市 守山市 甲賀市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 龜岡市 城陽市 向日市 八幡市 京田辺市 木津川市 <b>大山崎町(7)</b> 精華町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 下妻市 常総市 金沢市 内灘町 福井県 敦賀市 山梨県 甲府市 笛吹市 長野県 長野市 大口町 扶桑町 阿久比町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 名張市 いなべ市 広島県 沼津市 三島市 大田原市 さくら市 <b>下野市(6)</b> 奈良県 生駒市 富士市 富士市 笠原市 高田市 鳥居町 若狭町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 日野町 京都府 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 播磨町	愛知県 豊橋市 半田市 豊川市 蒲郡市 桜井市 常滑市 小牧市 香芝市 新城市 磐城市 大府市 知多市 高浜市 田原市 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 名張市 いなべ市 広島県 沼津市 三島市 大田原市 さくら市 <b>下野市(6)</b> 奈良県 生駒市 富士市 富士市 笠原市 高田市 鳥居町 若狭町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 高島市 東近江市 日野町 京都府 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 播磨町	奈良県 ※ 大和高田市(6)	その他の地域
地域数	23(23)	7(6)	29(27)	24(25)	59(51)	137(140)	170(166)	1292(1303)					

\* この表に掲げる名称は、令和6年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域。

\* 赤字は、級地の変更がある市町村。(※ア)の場合、※※アの場合、※※※イの場合、※なし 経過措置・変更緩和措置等)

\* 括弧内は、現行(令和3年度から令和5年度までの間)の級地。

# 令和6年度介護報酬改定の施行時期について（主な事項）

---

- 令和6年度介護報酬改定の施行時期については、令和6年度診療報酬改定が令和6年6月1日施行とされたこと等を踏まえ、以下のとおりとする。
  - 6月1日施行とするサービス
    - 訪問看護
    - 訪問リハビリテーション
    - 居宅療養管理指導
    - 通所リハビリテーション
  - 4月1日施行とするサービス
    - 上記以外のサービス
- 令和6年度介護報酬改定における処遇改善関係加算の加算率の引上げについては、予算編成過程における検討を踏まえ、令和6年6月1日施行とする。これを踏まえ、加算の一本化についても令和6年6月1日施行とするが、現行の処遇改善関係加算について事業所内での柔軟な職種間配分を認めることとする改正は、令和6年4月1日施行とする。
- 補足給付に関する見直しは、以下のとおりとする。
  - 令和6年8月1日施行とする事項
    - 基準費用額の見直し
  - 令和7年8月1日施行とする事項
    - 多床室の室料負担

1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保
5. その他

▶ 各サービスの基本報酬

各サービスの改定事項(再掲)

## **各サービスの基本報酬**

# 基本報酬の見直し

## 概要

- 改定率については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、全体で+1.59%を確保。そのうち、介護職員の処遇改善分+0.98%、その他の改定率として、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として+0.61%。
- これを踏まえて、介護職員以外の賃上げが可能となるよう、各サービスの経営状況にも配慮しつつ+0.61%の改定財源について、基本報酬に配分する。

## 【告示改正】

### 令和6年度介護報酬改定に関する「大臣折衝事項」（令和5年12月20日）（抄）

令和6年度介護報酬改定については、介護現場で働く方々の処遇改善を着実に行いつつ、サービス毎の経営状況の違いも踏まえたメリハリのある対応を行うことで、改定率は全体で+1.59%（国費432億円）とする。具体的には以下の点を踏まえた対応を行う。

- ・ 介護職員の処遇改善分として、上記+1.59%のうち+0.98%を措置する（介護職員の処遇改善分は令和6年6月施行）。その上で、賃上げ税制を活用しつつ、介護職員以外の処遇改善を実現できる水準として、+0.61%を措置する。
- ・ このほか、改定率の外枠として、処遇改善加算の一本化による賃上げ効果や、光熱水費の基準費用額の増額による介護施設の增收効果が見込まれ、これらを加えると、+0.45%相当の改定となる。
- ・ 既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行う。あわせて、今回の改定が、介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
- ・ 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。

## 訪問介護 基本報酬

### 単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

		<現行>	<改定後>
身体介護	20分未満	167単位	163単位
	20分以上30分未満	250単位	244単位
	30分以上 1時間未満	396単位	387単位
	1時間以上 1時間30分未満	579単位	567単位
	以降30分を増すごとに算定	84単位	82単位
生活援助	20分以上45分未満	183単位	179単位
	45分以上	225単位	220単位
	身体介護に引き続き生活援助を行った場合	67単位	65単位
通院等乗降介助		99単位	97単位

※訪問介護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

## 訪問入浴介護 基本報酬

### 単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

<現行>

訪問入浴介護

1,260単位

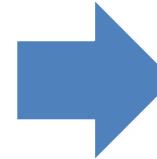
<改定後>

介護予防訪問入浴介護

852単位

1,266単位

856単位



# 訪問看護 基本報酬

## 単位数

### ○指定訪問看護ステーションの場合

- ・20分未満
- ・30分未満
- ・30分以上1時間未満
- ・1時間以上1時間30分未満
- ・理学療法士、作業療法士  
又は言語聴覚士の場合

### 訪問看護

<現行>	<改定後>
313単位	314単位
470単位	471単位
821単位	823単位
1,125単位	1,128単位
293単位	294単位

### 介護予防訪問看護

<現行>	<改定後>
302単位	303単位
450単位	451単位
792単位	794単位
1,087単位	1,090単位
283単位	284単位

### ○病院又は診療所の場合1

- ・20分未満
- ・30分未満
- ・30分以上1時間未満
- ・1時間以上1時間30分未満

<現行>	<改定後>
265単位	266単位
398単位	399単位
573単位	574単位
842単位	844単位

<現行>	<改定後>
255単位	256単位
381単位	382単位
552単位	553単位
812単位	814単位

### ○定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業所 と連携する場合 (1月につき)

<現行>	<改定後>
2,954単位	2,961単位

# 訪問リハビリテーション 基本報酬

## 単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

### ○訪問リハビリテーション

<現行>

基本報酬 307単位



<改定後>

基本報酬 308単位

### ○介護予防訪問リハビリテーション

<現行>

基本報酬 307単位



<改定後>

基本報酬 298単位

# 居宅療養管理指導 基本報酬①

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり（介護予防も同様）		
○医師が行う場合	<現行>	<改定後>	
(1) 居宅療養管理指導（Ⅰ） (Ⅱ以外の場合に算定)	单一建物居住者が1人 单一建物居住者が2～9人 <sup>5</sup> 单一建物居住者が10人以上	514単位 486単位 445単位	515単位 487単位 446単位
(2) 居宅療養管理指導（Ⅱ） (在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合に算定)	单一建物居住者が1人 单一建物居住者が2～9人 <sup>5</sup> 单一建物居住者が10人以上	298単位 286単位 259単位	299単位 287単位 260単位
○歯科医師が行う場合	<現行>	<改定後>	
	单一建物居住者が1人 单一建物居住者が2～9人 <sup>5</sup> 单一建物居住者が10人以上	516単位 486単位 440単位	517単位 487単位 441単位
○薬剤師が行う場合	<現行>	<改定後>	
(1) 病院又は診療所の薬剤師	单一建物居住者が1人 单一建物居住者が2～9人 <sup>5</sup> 单一建物居住者が10人以上	565単位 416単位 379単位	566単位 417単位 380単位
(2) 薬局の薬剤師	单一建物居住者が1人 单一建物居住者が2～9人 <sup>5</sup> 单一建物居住者が10人以上 情報通信機器を用いて行う場合	517単位 378単位 341単位 45単位	518単位 379単位 342単位 46単位

## 居宅療養管理指導 基本報酬②

単位数	※以下の単位数はすべて1回あたり（介護予防も同様）		
○管理栄養士が行う場合	<現行>	<改定後>	
(1) 当該事業所の管理栄養士	单一建物居住者が1人 单一建物居住者が2～9人 <sup>1</sup> 单一建物居住者が10人以上	544単位 486単位 443単位	545単位 487単位 444単位
(2) 当該事業所以外の管理栄養士	单一建物居住者が1人 单一建物居住者が2～9人 <sup>1</sup> 单一建物居住者が10人以上	524単位 466単位 423単位	525単位 467単位 424単位
○歯科衛生士が行う場合	<改定後>	<改定後>	
	单一建物居住者が1人 单一建物居住者が2～9人 <sup>1</sup> 单一建物居住者が10人以上	361単位 325単位 294単位	362単位 326単位 295単位

## 通所介護 基本報酬

### 単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（7時間以上8時間未満の場合）

#### 通常規模型

	<現行>
要介護 1	655単位
要介護 2	773単位
要介護 3	896単位
要介護 4	1,018単位
要介護 5	1,142単位

#### <改定後>

	<改定後>
	658単位
	777単位
	900単位
	1,023単位
	1,148単位

#### 大規模型 I

	<現行>
要介護 1	626単位
要介護 2	740単位
要介護 3	857単位
要介護 4	975単位
要介護 5	1,092単位

#### <改定後>

	<改定後>
	629単位
	744単位
	861単位
	980単位
	1,097単位

#### 大規模型 II

	<現行>
要介護 1	604単位
要介護 2	713単位
要介護 3	826単位
要介護 4	941単位
要介護 5	1,054単位

	<改定後>
	607単位
	716単位
	830単位
	946単位
	1,059単位



# 通所リハビリテーション 基本報酬

## 単位数

### ○通所リハビリテーション（7時間以上8時間未満の場合）

通常規模型	<現行>	<改定後>	大規模型	<現行> I / II	<改定後>
要介護 1	757単位	762単位	要介護 1	734/708単位	714単位
要介護 2	897単位	903単位	要介護 2	868/841単位	847単位
要介護 3	1,039単位	1,046単位	要介護 3	1,006/973単位	983単位
要介護 4	1,206単位	1,215単位	要介護 4	1,166/1,129単位	1,140単位
要介護 5	1,369単位	1,379単位	要介護 5	1,325/1,282単位	1,300単位

※旧大規模型 I 及び II については廃止し、大規模型に統合する。

※一定の条件を満たした大規模型事業所については、通常規模型と同様の単位数を算定できることとする。

### ○介護予防通所リハビリテーション

	<現行>	<改定後>
要支援 1	2,053単位/月	2,268単位/月
要支援 2	3,999単位/月	4,228単位/月

# 短期入所生活介護 基本報酬

## 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

### 単独型・従来型個室

<現行>

要支援 1	474単位
要支援 2	589単位
要介護 1	638単位
要介護 2	707単位
要介護 3	778単位
要介護 4	847単位
要介護 5	916単位

<改定後>

479単位
596単位
645単位
715単位
787単位
856単位
926単位

### 併設型・従来型個室

<現行>

446単位
555単位
596単位
665単位
737単位
806単位
874単位



### 単独型・ユニット型個室

<現行>

要支援 1	555単位
要支援 2	674単位
要介護 1	738単位
要介護 2	806単位
要介護 3	881単位
要介護 4	949単位
要介護 5	1,017単位

<改定後>

561単位
681単位
746単位
815単位
891単位
959単位
1,028単位

### 併設型・ユニット型個室

<現行>

523単位
649単位
696単位
764単位
838単位
908単位
976単位



<改定後>

# 短期入所療養介護 基本報酬①

## 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

### ○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(iii)(多床室)(基本型)

<現行>

要支援1	610単位
要支援2	768単位
要介護1	827単位
要介護2	876単位
要介護3	939単位
要介護4	991単位
要介護5	1,045単位

<改定後>

613単位
774単位
830単位
880単位
944単位
997単位
1,052単位



### ○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(iv)(多床室)(在宅強化型)

<現行>

要支援1	658単位
要支援2	817単位
要介護1	875単位
要介護2	951単位
要介護3	1,014単位
要介護4	1,071単位
要介護5	1,129単位

<改定後>

672単位
834単位
902単位
979単位
1,044単位
1,102単位
1,161単位



## 短期入所療養介護 基本報酬②

### 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(v)(多床室)(療養機能強化型A)(看護6：1、介護4：1)

<現行>

要支援1	626単位
要支援2	784単位
要介護1	849単位
要介護2	960単位
要介護3	1,199単位
要介護4	1,300単位
要介護5	1,391単位

<改定後>

639単位
801単位
867単位
980単位
1,224単位
1,328単位
1,421単位



○病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(vi)(多床室)(療養機能強化型B)(看護6：1、介護4：1)

<現行>

要支援1	614単位
要支援2	772単位
要介護1	837単位
要介護2	946単位
要介護3	1,181単位
要介護4	1,280単位
要介護5	1,370単位

<改定後>

627単位
788単位
855単位
966単位
1,206単位
1,307単位
1,399単位



# 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 基本報酬

## 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

### ○特定施設入居者生活介護

<現行>	
要支援 1	182単位
要支援 2	311単位
要介護 1	538単位
要介護 2	604単位
要介護 3	674単位
要介護 4	738単位
要介護 5	807単位

<改定後>	
183単位	
313単位	
542単位	
609単位	
679単位	
744単位	
813単位	

### ○地域密着型特定施設入居者生活介護

<現行>	
要介護 1	542単位
要介護 2	609単位
要介護 3	679単位
要介護 4	744単位
要介護 5	813単位

<改定後>	
546単位	
614単位	
685単位	
750単位	
820単位	



# 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

## 単位数

※以下の単位数はすべて1月あたり

### 居宅介護支援費（Ⅰ）

- ・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

### 居宅介護支援費（Ⅱ）

- ・指定居宅サービス事業者等との間で居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するためのシステムの活用及び事務職員の配置を行っている事業所

#### ○居宅介護支援（ⅰ）

	<現行>
a 要介護1又は2	1,076単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位



	<改定後>
	1,086単位
	1,411単位

#### ○居宅介護支援（ⅰ）

	<現行>	<改定後>
a 要介護1又は2	1,076単位	1,086単位
b 要介護3、4又は5	1,398単位	1,411単位



#### ○居宅介護支援（ⅱ）

a 要介護1又は2	539単位
b 要介護3、4又は5	698単位



544単位
704単位

#### ○居宅介護支援（ⅱ）

a 要介護1又は2	522単位	527単位
b 要介護3、4又は5	677単位	683単位



#### ○居宅介護支援（ⅲ）

a 要介護1又は2	323単位
b 要介護3、4又は5	418単位



326単位
422単位

#### ○居宅介護支援（ⅲ）

a 要介護1又は2	313単位	316単位
b 要介護3、4又は5	406単位	410単位



#### 介護予防支援費

地域包括支援センターが行う場合  
指定居宅介護支援事業所が行う場合

	<現行>
	438単位
	新規



	<改定後>
	442単位
	472単位

# 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 基本報酬

単位数	※以下の単位数は1月あたり（夜間訪問型の定期巡回サービス費及び随时訪問サービス費を除く）			
	<現行>	<改定後>	<現行>	<改定後>
一体型事業所 (訪問看護なし)			一体型事業所 (訪問看護あり)	
要介護 1	5,697単位	5,446単位	要介護 1	8,312単位
要介護 2	10,168単位	9,720単位	要介護 2	12,985単位
要介護 3	16,883単位	16,140単位	要介護 3	19,821単位
要介護 4	21,357単位	20,417単位	要介護 4	24,434単位
要介護 5	25,829単位	24,692単位	要介護 5	29,601単位
連携型事業所 (訪問看護なし)				
要介護 1	5,697単位	5,446単位		
要介護 2	10,168単位	9,720単位		
要介護 3	16,883単位	16,140単位		
要介護 4	21,357単位	20,417単位		
要介護 5	25,829単位	24,692単位		
夜間訪問型（新設）			<b>※定期巡回・隨時対応型訪問介護看護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。</b>	
基本夜間訪問型サービス費		989単位		
定期巡回サービス費		372単位		
随时訪問サービス費（Ⅰ）		567単位		
随时訪問サービス費（Ⅱ）		764単位		

## 夜間対応型訪問介護 基本報酬

単位数

<現行>

<改定後>

夜間対応型訪問介護（Ⅰ）【定額】+【出来高】

【定額】

基本夜間対応型訪問介護費  
(オペレーションサービス部分)

1,025単位/月



989単位/月

【出来高】

定期巡回サービス費  
(訪問サービス部分)

386単位/回

372単位/回

随時訪問サービス費（Ⅰ）  
(訪問サービス部分)

588単位/回



567単位/回

随時訪問サービス費（Ⅱ）  
(訪問サービス部分)

792単位/回

764単位/回

夜間対応型訪問介護（Ⅱ）【包括報酬】

2,800単位/回



2,702単位/回

※夜間対応型訪問介護については、処遇改善加算について、今回の改定で高い加算率としており、賃金体系等の整備、一定の月額賃金配分等により、まずは14.5%から、経験技能のある職員等の配置による最大24.5%まで、取得できるように設定している。

# 地域密着型通所介護 基本報酬

## 単位数

○地域密着型通所介護（1回あたり）※7時間以上8時間未満の場合

<現行> <改定後>

要介護1 750単位 753単位

要介護2 887単位 890単位

要介護3 1,028単位 1,032単位

要介護4 1,168単位 1,172単位

要介護5 1,308単位 1,312単位



○療養通所介護

<現行> <改定後>

療養通所介護 12,691単位 12,785単位 (1月あたり)

短期利用の場合 (新設) 1,335単位 (1日あたり)



## 認知症対応型通所介護 基本報酬

### 単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり（7時間以上8時間未満の場合）

#### 単独型

	<現行>
要支援1	859単位
要支援2	959単位
要介護1	992単位
要介護2	1,100単位
要介護3	1,208単位
要介護4	1,316単位
要介護5	1,424単位

#### <改定後>

	<改定後>
	861単位
	961単位
	994単位
	1,102単位
	1,210単位
	1,319単位
	1,427単位

#### 併設型

	<現行>
要支援1	771単位
要支援2	862単位
要介護1	892単位
要介護2	987単位
要介護3	1,084単位
要介護4	1,181単位
要介護5	1,276単位

#### <改定後>

	<改定後>
	773単位
	864単位
	894単位
	989単位
	1,086単位
	1,183単位
	1,278単位

#### 共用型

	<現行>
要支援1	483単位
要支援2	512単位
要介護1	522単位
要介護2	541単位
要介護3	559単位
要介護4	577単位
要介護5	597単位

#### <改定後>

	<改定後>
	484単位
	513単位
	523単位
	542単位
	560単位
	578単位
	598単位

# 認知症対応型共同生活介護 基本報酬

単位数	<現行>	<改定後>
<b>【入居の場合】</b>		
1ユニットの場合		
要支援 2	760単位	761単位
要介護 1	764単位	765単位
要介護 2	800単位	801単位
要介護 3	823単位	824単位
要介護 4	840単位	841単位
要介護 5	858単位	859単位
2ユニット以上の場合		
要支援 2	748単位	749単位
要介護 1	752単位	753単位
要介護 2	787単位	788単位
要介護 3	811単位	812単位
要介護 4	827単位	828単位
要介護 5	844単位	845単位
<b>【短期利用の場合】</b>		
1ユニットの場合		
要支援 2	788単位	789単位
要介護 1	792単位	793単位
要介護 2	828単位	829単位
要介護 3	853単位	854単位
要介護 4	869単位	870単位
要介護 5	886単位	887単位
2ユニット以上の場合		
要支援 2	776単位	777単位
要介護 1	780単位	781単位
要介護 2	816単位	817単位
要介護 3	840単位	841単位
要介護 4	857単位	858単位
要介護 5	873単位	874単位

# 小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数	<現行>	<改定後>
同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (1月あたり)	要支援1 3,438単位 要支援2 6,948単位 要介護1 10,423単位 要介護2 15,318単位 要介護3 22,283単位 要介護4 24,593単位 要介護5 27,117単位	3,450単位 6,972単位 10,458単位 15,370単位 22,359単位 24,677単位 27,209単位
同一建物に居住する者に対して行う場合 (1月あたり)	要支援1 3,098単位 要支援2 6,260単位 要介護1 9,391単位 要介護2 13,802単位 要介護3 20,076単位 要介護4 22,158単位 要介護5 24,433単位	3,109単位 6,281単位 9,423単位 13,849単位 20,144単位 22,233単位 24,516単位
短期利用の場合 (1日あたり)	要支援1 423単位 要支援2 529単位 要介護1 570単位 要介護2 638単位 要介護3 707単位 要介護4 774単位 要介護5 840単位	424単位 531単位 572単位 640単位 709単位 777単位 843単位

# 看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数	<現行>	<改定後>
同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (1月あたり)		
要介護 1	12,438単位	12,447単位
要介護 2	17,403単位	17,415単位
要介護 3	24,464単位	24,481単位
要介護 4	27,747単位	27,766単位
要介護 5	31,386単位	31,408単位
同一建物に居住する者に対して行う場合 (1月あたり)		
要介護 1	11,206単位	11,214単位
要介護 2	15,680単位	15,691単位
要介護 3	22,042単位	22,057単位
要介護 4	25,000単位	25,017単位
要介護 5	28,278単位	28,298単位
短期利用の場合 (1日あたり)		
要介護 1	570単位	571単位
要介護 2	637単位	638単位
要介護 3	705単位	706単位
要介護 4	772単位	773単位
要介護 5	838単位	839単位

# 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬

## 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

	<現行>	<改定後>
○介護福祉施設サービス費（従来型個室）		
要介護1	573単位	589単位
要介護2	641単位	659単位
要介護3	712単位	732単位
要介護4	780単位	802単位
要介護5	847単位	871単位
○ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）		
要介護1	652単位	670単位
要介護2	720単位	740単位
要介護3	793単位	815単位
要介護4	862単位	886単位
要介護5	929単位	955単位
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（従来型個室）		
要介護1	582単位	600単位
要介護2	651単位	671単位
要介護3	722単位	745単位
要介護4	792単位	817単位
要介護5	860単位	887単位
○ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（ユニット型個室）		
要介護1	661単位	682単位
要介護2	730単位	753単位
要介護3	803単位	828単位
要介護4	874単位	901単位
要介護5	942単位	971単位

# 介護老人保健施設 基本報酬

## 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

	<現行>	<改定後>
○介護保健施設サービス費(Ⅰ)(iii)(多床室)(基本型)		
要介護1	788単位	793単位
要介護2	836単位	843単位
要介護3	898単位	908単位
要介護4	949単位	961単位
要介護5	1,003単位	1,012単位
○介護保健施設サービス費(Ⅰ)(iv)(多床室)(在宅強化型)		
要介護1	836単位	871単位
要介護2	910単位	947単位
要介護3	974単位	1,014単位
要介護4	1,030単位	1,072単位
要介護5	1,085単位	1,125単位
○ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)(基本型)		
要介護1	796単位	802単位
要介護2	841単位	848単位
要介護3	903単位	913単位
要介護4	956単位	968単位
要介護5	1,009単位	1,018単位
○ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)(ii)(ユニット型個室)(在宅強化型)		
要介護1	841単位	876単位
要介護2	915単位	952単位
要介護3	978単位	1,018単位
要介護4	1,035単位	1,077単位
要介護5	1,090単位	1,130単位

# 介護医療院 基本報酬

## 単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

### ○Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ii)(多床室)

	<現行>	<改定後>
要介護1	825単位	833単位
要介護2	934単位	943単位
要介護3	1,171単位	1,182単位
要介護4	1,271単位	1,283単位
要介護5	1,362単位	1,375単位



### ○Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ii)(多床室)

	<現行>	<改定後>
要介護1	779単位	786単位
要介護2	875単位	883単位
要介護3	1,082単位	1,092単位
要介護4	1,170単位	1,181単位
要介護5	1,249単位	1,261単位



### ○ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)

	<現行>	<改定後>
要介護1	842単位	850単位
要介護2	951単位	960単位
要介護3	1,188単位	1,199単位
要介護4	1,288単位	1,300単位
要介護5	1,379単位	1,392単位



### ○ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)

	<現行>	<改定後>
要介護1	841単位	849単位
要介護2	942単位	951単位
要介護3	1,162単位	1,173単位
要介護4	1,255単位	1,267単位
要介護5	1,340単位	1,353単位



1. 地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 自立支援・重度化防止に向けた対応
3. 良質な介護サービスの効率的な提供に向けた働きやすい職場づくり
4. 制度の安定性・持続可能性の確保
5. その他

各サービスの基本報酬

▶ 各サービスの改定事項(再掲)

## 全サービス共通

### 改定事項

- ① 3(2)⑦人員配置基準における両立支援への配慮★
- ② 3(3)①管理者の責務及び兼務範囲の明確化等★
- ③ 3(3)②いわゆるローカルルールについて★
- ④ 5①「書面掲示」規制の見直し★

## 1. (1)訪問介護

### 改定事項

- 訪問介護 基本報酬
- ① 1(2)①訪問介護における特定事業所加算の見直し
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- ⑥ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑨ 4(1)①訪問介護における同一建物等居住者にサービス提供する場合の報酬の見直し
- ⑩ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑪ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

## 1. (2)訪問入浴介護

### 改定事項

- 訪問入浴介護 基本報酬
- ① 1(4)②訪問入浴介護における看取り対応体制の評価
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し★
- ⑥ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑦ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑧ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者のサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑨ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

## 1. (3)訪問看護

### 改定事項

- 訪問看護 基本報酬
- ① 1(3)①専門性の高い看護師による訪問看護の評価★
- ② 1(3)⑦円滑な在宅移行に向けた看護師による退院当日訪問の推進★
- ③ 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ④ 1(4)④情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価
- ⑤ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑥ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑦ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑧ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑨ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実★
- ⑪ 3(3)④訪問看護等における24時間対応のニーズに対する即応体制の確保★
- ⑫ 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化★
- ⑬ 4(1)②理学療法士等による訪問看護の評価の見直し★
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑮ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

## 1. (4)訪問リハビリテーション①

### 改定事項

- 訪問リハビリテーション 基本報酬
- ① 1(3)⑧医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化★
- ② 1(3)⑨退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進★
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑥ 1(7)②訪問リハビリテーションにおける集中的な認知症リハビリテーションの推進
- ⑦ 2(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の  
一体的取組の推進
- ⑧ 2(1)⑥訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し★
- ⑨ 2(1)⑦要介護・要支援のリハビリテーションの評価の差別化★
- ⑩ 2(1)⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価  
(予防のみ)
- ⑪ 2(1)⑨退院直後の診療未実施減算の免除★
- ⑫ 2(1)⑩診療未実施減算の経過措置の延長等★

## 1. (4)訪問リハビリテーション②

### 改定事項

- ⑬ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化★
- ⑭ 2(1)⑮訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑮ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑯ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑰ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

## 1. (5)居宅療養管理指導

### 改定事項

- 居宅療養管理指導 基本報酬
- ① 1(3)②患者の状態に応じた在宅薬学管理の推進★
- ② 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ③ 2(1)⑭居宅療養管理指導における管理栄養士及び歯科衛生士等の通所サービス利用者に対する介入の充実★
- ④ 2(1)⑯居宅療養管理指導におけるがん末期の者に対する歯科衛生士等の介入の充実★
- ⑤ 2(1)⑳管理栄養士による居宅療養管理指導の算定回数の見直し★
- ⑥ 3(3)⑥薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価の見直し★
- ⑦ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑧ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★
- ⑨ 5④居宅療養管理指導における高齢者虐待防止措置及び業務継続計画の策定等に係る経過措置期間の延長★

## 1. (6)定期巡回・隨時対応型訪問介護看護

### 改定事項

- 定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑥ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
- ⑦ 2(1)⑮訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化
- ⑧ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑨ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑩ 3(3)③訪問看護等における24時間対応体制の充実
- ⑪ 3(3)⑤退院時共同指導の指導内容の提供方法の柔軟化
- ⑫ 3(3)⑪隨時対応サービスの集約化できる範囲の見直し
- ⑬ 4(2)②定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の基本報酬の見直し
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者のサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑮ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

## 1. (7)夜間対応型訪問介護

### 改定事項

- 夜間対応型訪問介護 基本報酬
  - ① 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
  - ② 1(6)①高齢者虐待防止の推進
  - ③ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
  - ④ 1(7)①訪問系サービスにおける認知症専門ケア加算の見直し
  - ⑤ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
  - ⑥ 3(2)①テレワークの取扱い
  - ⑦ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
  - ⑧ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

## 2. (1)通所介護・地域密着型通所介護①

### 改定事項

- 通所介護・地域密着型通所介護 基本報酬
- ① 1(2)豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ② 1(5)業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑤ 1(7)③通所介護・地域密着型通所介護における認知症加算の見直し
- ⑥ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑦ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し
- ⑧ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑨ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑩ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い

## 2. (1)通所介護・地域密着型通所介護②

### 改定事項

- ⑫ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑬ 3(3)⑦通所介護、地域密着型通所介護における個別機能訓練加算の人員配置要件の緩和及び評価の見直し
- ⑭ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑮ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

## 2. (2)認知症対応型通所介護

### 改定事項

- 認知症対応型通所介護 基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑥ 2(2)①通所介護等における入浴介助加算の見直し★
- ⑦ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑧ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ⑨ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベーアップ等支援加算の一本化★
- ⑩ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑬ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★

## 2. (3)通所リハビリテーション①

### 改定事項

- 通所リハビリテーション 基本報酬
- ① 1(2)②豪雪地帯等において急な気象状況の悪化等があった場合の通所介護費等の所要時間の取扱いの明確化
- ② 1(2)③通所リハビリテーションにおける機能訓練事業所の共生型サービス、基準該当サービスの提供の拡充★
- ③ 1(3)⑧医療機関のリハビリテーション計画書の受け取りの義務化★
- ④ 1(3)⑨退院後早期のリハビリテーション実施に向けた退院時情報連携の推進★
- ⑤ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑥ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑦ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑧ 2(1)①訪問・通所リハビリテーションにおけるリハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑨ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し★
- ⑩ 2(1)⑥訪問及び通所リハビリテーションのみなし指定の見直し★

## 2. (3)通所リハビリテーション②

### 改定事項

- ⑪ 2(1)⑧介護予防サービスにおけるリハビリテーションの質の向上に向けた評価（予防のみ）
- ⑫ 2(1)⑪通所リハビリテーションの事業所規模別基本報酬の見直し
- ⑬ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化★
- ⑭ 2(2)②通所リハビリテーションにおける入浴介助加算(Ⅱ)の見直し
- ⑮ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑯ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑰ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑱ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑲ 4(2)①運動器機能向上加算の基本報酬への包括化（予防のみ）
- ⑳ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ㉑ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化★

## 2. (4)療養通所介護

### 改定事項

- 療養通所介護 基本報酬
- ① 1(3)④療養通所介護における医療ニーズを有する中重度者の短期利用の推進
- ② 1(3)⑤療養通所介護における重度者への安定的なサービス提供体制の評価
- ③ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ④ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑤ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑥ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑦ 3(2)①テレワークの取扱い
- ⑧ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑨ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑩ 5⑤通所系サービスにおける送迎に係る取扱いの明確化

### 3. (1)短期入所生活介護

#### 改定事項

- 短期入所生活介護 基本報酬
- ① 1(4)⑤短期入所生活介護における看取り対応体制の強化
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★
- ⑬ 4(1)③短期入所生活介護における長期利用の適正化★

### 3. (2)短期入所療養介護

#### 改定事項

- 短期入所療養介護 基本報酬
- ① 1(3)③総合医学管理加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 2(1)⑯訪問系サービス及び短期入所系サービスにおける口腔管理に係る連携の強化★
- ⑥ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑤介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ⑫ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑬ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化★

## 4. (1)小規模多機能型居宅介護

### 改定事項

- 小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 1(7)④（看護）小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
- ⑥ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 3(3)⑫（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し★
- ⑬ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑭ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

## 4. (2)看護小規模多機能型居宅介護①

### 改定事項

- 看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し
- ② 1(3)①専門性の高い看護師による訪問看護の評価
- ③ 1(3)⑥看護小規模多機能型居宅介護における柔軟なサービス利用の促進
- ④ 1(4)③訪問看護等におけるターミナルケア加算の見直し
- ⑤ 1(4)④情報通信機器を用いた死亡診断の補助に関する評価
- ⑥ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑦ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑧ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進
- ⑨ 1(7)④（看護）小規模多機能居宅介護における認知症対応力の強化
- ⑩ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑪ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ⑫ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑬ 3(1)①介護職員待遇改善加算・介護職員等特定待遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ⑭ 3(2)①テレワークの取扱い

## 4. (2)看護小規模多機能型居宅介護②

### 改定事項

- ⑬ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ⑭ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ⑮ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ⑯ 3(3)⑫（看護）小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し
- ⑰ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化
- ⑱ 5③特別地域加算の対象地域の見直し
- ⑲ 5⑥看護小規模多機能型居宅介護におけるサービス内容の明確化

## 5. (1)福祉用具貸与

### 改定事項

- ① 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ② 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ③ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ④ 1(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★
- ⑤ 1(8)②モニタリング実施時期の明確化★
- ⑥ 1(8)③モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付
- ⑦ 1(8)④福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑩ 5③特別地域加算の対象地域の見直し

## 5. (2)特定福祉用具販売

### 改定事項

- ① 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ② 1(8)①一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入★
- ③ 1(8)④福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会を踏まえた対応★
- ④ 3(2)①テレワークの取扱い★

## 6. 居宅介護支援①

### 改定事項

- 居宅介護支援 基本報酬
  - ① 1(1)①居宅介護支援における特定事業所加算の見直し
  - ② 1(1)②居宅介護支援事業者が市町村から指定を受けて介護予防支援を行う場合の取扱い（予防のみ）
  - ③ 1(1)③他のサービス事業所との連携によるモニタリング★
  - ④ 1(3)⑩入院時情報連携加算の見直し
  - ⑤ 1(3)⑪通院時情報連携加算の見直し
  - ⑥ 1(4)⑥ターミナルケアマネジメント加算等の見直し
  - ⑦ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
  - ⑧ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
  - ⑨ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
  - ⑩ 2(1)⑫ケアプラン作成に係る「主治の医師等」の明確化
  - ⑪ 3(2)①テレワークの取扱い★
  - ⑫ 3(3)⑭公正中立性の確保のための取組の見直し
  - ⑬ 3(3)⑮介護支援専門員1人当たりの取扱件数（報酬）

## 6. 居宅介護支援②

### 改定事項

- ⑯ 3 ( 3 ) ⑯ 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数（基準）
- ⑰ 4 ( 1 ) ⑧ 同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント
- ⑯ 5 ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者  
へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑰ 5 ③ 特別地域加算の対象地域の見直し★

## 7. (1)特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護①

### 改定事項

- 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 基本報酬
- ① 1(3)⑫特定施設入居者生活介護等における夜間看護体制の強化
- ② 1(3)⑬特定施設入居者生活介護等における医療的ケアの推進に向けた入居継続支援加算の見直し
- ③ 1(3)⑯協力医療機関との連携体制の構築★
- ④ 1(3)⑰協力医療機関との定期的な会議の実施★
- ⑤ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑥ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑦ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑧ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑨ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑩ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑪ 2(1)⑯特定施設入居者生活介護における口腔衛生管理の強化★
- ⑫ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑬ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し

## 7. (1)特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護②

### 改定事項

- ⑯ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑰ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑱ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑲ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑳ 3(2)④生産性向上に先進的に取り組む特定施設における人員配置基準の特例的な柔軟化★
- ㉑ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

## 7. (2)認知症対応型共同生活介護①

### 改定事項

- 認知症対応型共同生活介護 基本報酬
- ① 1(3)⑭認知症対応型共同生活介護における医療連携体制加算の見直し
- ② 1(3)⑯協力医療機関との連携体制の構築★
- ③ 1(3)⑯協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供★
- ⑤ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上★
- ⑥ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応★
- ⑦ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携★
- ⑧ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ⑨ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ⑩ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進★
- ⑪ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑫ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★

## 7. (2)認知症対応型共同生活介護②

### 改定事項

- ⑬ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑭ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策  
を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑮ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑯ 3(2)⑥認知症対応型共同生活介護における夜間支援体制加算の見直し★
- ⑰ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★

## 8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護①

### 改定事項

- 介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬
- ① ○ 1(3)⑯配置医師緊急時対応加算の見直し
- ② ○ 1(3)⑰介護老人福祉施設等における給付調整のわかりやすい周知
- ③ ○ 1(3)⑱介護老人福祉施設等における透析が必要な者に対する送迎の評価
- ④ ○ 1(3)⑲協力医療機関との連携体制の構築
- ⑤ ○ 1(3)⑳協力医療機関との定期的な会議の実施
- ⑥ ○ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供
- ⑦ ○ 1(3)㉒介護老人福祉施設等における緊急時等の対応方法の定期的な見直し
- ⑧ ○ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑨ ○ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑩ ○ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑪ ○ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑫ ○ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑬ ○ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑭ ○ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進

## 8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護②

### 改定事項

- ⑯ ○ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑰ ○ 2(1)⑮介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑱ ○ 2(1)㉑退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑲ ○ 2(1)㉒再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ⑳ ○ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ㉑ ○ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ㉒ ○ 2(3)②自立支援促進加算の見直し
- ㉓ ○ 2(3)③アウトカム評価の充実のためのADL維持等加算の見直し
- ㉔ ○ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ㉕ ○ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ㉖ ○ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ㉗ ○ 3(2)①テレワークの取扱い
- ㉘ ○ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

## 8. (1)介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護③

### 改定事項

- ②8 ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ②9 ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ③0 ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ③1 ○ 3(3)⑯小規模介護老人福祉施設の配置基準の見直し
- ③2 ○ 4(2)③経過的小規模介護老人福祉施設等の範囲の見直し

## 8. (2)介護老人保健施設①

### 改定事項

- 介護老人保健施設 基本報酬
- ① ○ 1(3)⑯所定疾患施設療養費の見直し
- ② ○ 1(3)⑰協力医療機関との連携体制の構築
- ③ ○ 1(3)⑲協力医療機関との定期的な会議の実施
- ④ ○ 1(3)⑳入院時等の医療機関への情報提供
- ⑤ ○ 1(3)㉑介護老人保健施設における医療機関からの患者受入れの促進
- ⑥ ○ 1(4)㉒介護老人保健施設におけるターミナルケア加算の見直し
- ⑦ ○ 1(5)㉓高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑧ ○ 1(5)㉔施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑨ ○ 1(5)㉕新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑩ ○ 1(5)㉖業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑪ ○ 1(6)㉗高齢者虐待防止の推進
- ⑫ ○ 1(7)㉘認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑬ ○ 1(7)㉙介護老人保健施設における認知症短期集中リハビリテーション実施加算の見直し

## 8. (2)介護老人保健施設②

### 改定事項

- ⑯ ○ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑰ ○ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し
- ⑱ ○ 2(1)⑬介護老人保健施設における短期集中リハビリテーション実施加算の見直し
- ⑲ ○ 2(1)⑮介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑳ ○ 2(1)㉑退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ㉑ ○ 2(1)㉒再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ㉒ ○ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ㉓ ○ 2(2)④介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の促進
- ㉔ ○ 2(2)⑤かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し
- ㉕ ○ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ㉖ ○ 2(3)②自立支援促進加算の見直し
- ㉗ ○ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ㉘ ○ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し

## 8. (2)介護老人保健施設③

### 改定事項

- ②7 ○ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ②8 ○ 3(2)①テレワークの取扱い
- ②9 ○ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ③0 ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ③1 ○ 3(2)⑤介護老人保健施設等における見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ③2 ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ③3 ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ③4 ○ 4(2)④認知症情報提供加算の廃止
- ③5 ○ 4(2)⑤地域連携診療計画情報提供加算の廃止

## 8. (3)介護医療院①

### 改定事項

- 介護医療院 基本報酬
- ① ○ 1(3)⑯協力医療機関との連携体制の構築
- ② ○ 1(3)⑰協力医療機関との定期的な会議の実施
- ③ ○ 1(3)㉑入院時等の医療機関への情報提供
- ④ ○ 1(4)⑧介護医療院における看取りへの対応の充実
- ⑤ ○ 1(5)①高齢者施設等における感染症対応力の向上
- ⑥ ○ 1(5)②施設内療養を行う高齢者施設等への対応
- ⑦ ○ 1(5)③新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携
- ⑧ ○ 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入
- ⑨ ○ 1(6)①高齢者虐待防止の推進
- ⑩ ○ 1(7)⑤認知症対応型共同生活介護、介護保険施設における平時からの認知症の行動・心理症状の予防、早期対応の推進
- ⑪ ○ 2(1)②介護保険施設におけるリハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の一体的取組の推進
- ⑫ ○ 2(1)③リハビリテーション・個別機能訓練、口腔管理、栄養管理に係る一体的計画書の見直し

## 8. (3)介護医療院②

### 改定事項

- ⑬ ○ 2(1)⑯介護保険施設サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑭ ○ 2(1)⑰退所者の栄養管理に関する情報連携の促進
- ⑮ ○ 2(1)⑱再入所時栄養連携加算の対象の見直し
- ⑯ ○ 2(2)③ユニットケア施設管理者研修の努力義務化
- ⑰ ○ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し
- ⑱ ○ 2(3)②自立支援促進加算の見直し
- ⑲ ○ 2(3)④アウトカム評価の充実のための排せつ支援加算の見直し
- ⑳ ○ 2(3)⑤アウトカム評価の充実のための褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ㉑ ○ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化
- ㉒ ○ 3(2)①テレワークの取扱い
- ㉓ ○ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け
- ㉔ ○ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進
- ㉕ ○ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し
- ㉖ ○ 3(3)⑩ユニット間の勤務体制に係る取扱いの明確化
- ㉗ ○ 4(2)⑥長期療養生活移行加算の廃止